

入札公告の訂正

令和3年9月9日付け公告の「東京国際空港雨水排水施設点検調査」について次のとおり訂正します。

令和3年 9月13日

分任支出負担行為担当官

東京空港事務所長 高橋 広治

訂正箇所 【入札公告 1.業務概要（6）総合評価落札方式による実施の記載追加
4.その他 （8）落札者の決定方法の記載追加】

訂正概要 本来、落札方式が総合評価方式で行うところであるが、最低入札価格方式での記載になっているため変更するものである。

訂正前及び訂正後については、別紙1

入札公告 対比表については、別紙2のとおりとする。

【訂正前】

1. 業務概要

(1)～(5)は変更なし

4. その他

(8) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者が2者以上となった場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

【訂正後】

1. 業務概要

(1)～(5)は変更なし

(6) 総合評価落札方式による実施

本案件は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により実施する。

4. その他

(8) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札価格であり、総合評価による評価値の最も高い者を落札者とする。

但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者が2者以上となった場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

その他事項については、令和3年9月9日付け入札公告に同じ。

(入札公告 対比表)

訂正前	訂正後
<p>1. 業務概要 (1)～(5)は変更なし</p> <p>4. その他 (8)落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。 但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。 なお、落札者となるべき者が2者以上となった場合は、くじにより落札者を決定するものとする。</p>	<p>1. 業務概要 (1)～(5)は変更なし (6) 総合評価落札方式による実施 本案件は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により実施する。</p> <p>4. その他 (8)落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札価格であり、総合評価による評価値の最も高い者を落札者とする。 但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。 なお、落札者となるべき者が2者以上となった場合は、くじにより落札者を決定するものとする。</p>